

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43774

大 93
臣 44
級 6
以 3
外 1
29

極 秘

北米第一課長(手)

愛知大臣訴米關係
(ファイル目次)

I 会談

1. 会談以前の動き

- (1) 東郷アメイカ商長訴米
- (2) 会談の進み方
- (3) 米側の考査

2. 会談記録

3. 記者会見

- (1) 発表稿(1月33年米調査)
- (2) 記者会見(日本側)
- (3) 記者会見(米側)

4. アメリカ商長報告

II 準 備 ① (フリーフィンガ、各種打合せ)

A. 大臣フリーフィンガ

- (1) 2月17日 大臣フリーフィンガ
- (2) 4月19日 "
- (3) 5月10日 "
- (4) 5月17日 "
- (5) 5月24日 "
- (6) 5月28日 "

B. 各種打合せ

- (1) 大臣・オスボーン会談 (3.6)
- (2) フィン日本部長来日 (5.7 - 5.14)
- (3) 行政庁との打合せ (4.8 - 5.17)
- (4) 特運局長との意見交換 (4.28)
- (5) 翁主計官との会談 (4.28)
- (6) 国中大使意見交換 (3.11)
- (7) 外務省側との会談 (5.27)

III 準備 ② (資料)

1. 作成資料別

(1) 作成資料リスト

(2) ホシシヨン・ペーパー-

(3) 附書類ペーパー-

(4) フレス演稿

(5) アクセス援助 (経協局作成)

(6) 下臣發言要領

(7) 事前協議内容 (案約句作成)

2. 大臣一行移行資料一式

(1) 資料42ト等

(2) 資料

3. オジヨン・ペーパー、附書類ペーパー、援助ペーパー

香煙紙 1部

4. 大臣移行参考用資料一編

5. 4葉録音移行資料

IV 準備 ③ (ロジスティクス)

1. 日程検査

- (1) 来往観 (米大)
- (2) 来往観 (立場公道)
- (3) 来往往観 (沖縄郵便局)
- (4) 日程大元
- (5) 国際空品
- (6) 荷物
- (7) その他諸々日程、便立件子
- (8) 鶴田大使

2. 新南米観

- (1) 觀察文
- (2) 新南米観日程案
- (3) 貿易会見

3. 宮港スタートメント

4. 同行記者團作

- (1) 来往観

(2) 同行記者用印下

(3) 同行記者印所合せ等

5. 関連事件

(1) 豊滿事件

(2) 便宜供與

(3) 沖繩未竟

(4) (土佐許可事) 基礎案

(5) 経費算定

(6) 雜

6. 半大作成資料 (オジスティン12月12日)

▽ 国会関係（会閣談）

1. 説明資料

- (1) 開議事日程 大臣演説
- (2) 政府公報 書面狀 及し 用箋文
- (3) 国会山口了了報告
- (4) 总理大臣用空料
- (5) 「日本」動き 7月15日予 立候
- (6) 実即大臣演説 (6月16日 ビートン)

2. 既述の概要

- (1) 新年目的 挑戦的
- (2) 新年意圖中 挑戦的
- (3) 増国税 挑戦的
- (4) 会元祭要旨

付. 附議件作成 国会答弁書類

VI 報道媒介

1. 國內報道 (電信)

2. 外紙報道

(1) 大陸許多新聞網及海外紙報道及外語

(2) 本紙報道 (電信)

(3) 各地各國報道 (電信)

(4) 來信 (記者通稿)

(5) 洋線報道

(6) 新聞記者稿件

(7) 等郵件

佐藤總理：

B C 兵器について 今回米國の迅速な決定

が予測されたことを多くする次第である。実は、
国会で大きく問題化しようとしていた矢先に
米國の発表により大いに ~~騒動化~~ ^{挙げられた}。

ロジヤース：

日本側の事情を察知して、米政府が速

やかな処置を取ったことは、日米関係のために
よかだと思ふ。貴總理は既に御

承知のことと思うが、本日正午頃 ~~頃~~ 「宇宙
開発に関する日米協力に関する交換公文」

に署名することになつてゐるが、これにより通信
衛星に関する耗材を購入することができるよう

今後二つの分野における日米協力ます
る。また、この取扱に署名することとなり

今日の訪日はおもむろに見、子見

~~3月19日~~ 3月20日 待てば必ずある。

佐藤總理：（報告に接して） 34
筆のことは承知せり、私も学技術庁長官

をやったことがあるので2022年が、宇宙開発の事業は金がかかり、極めて高度の技術と水
業また

準を要求されるものである。これよりやり方
では余り ~~はあはあくまで~~^{はあはあくまで}、今回 米国

から援助により、日本人衛星を打ち上げることができるようになることは誠に喜ばしい。

とある。たゞ一つ心配な点は、日本の学者は概して左券のものが多く、切角の券が

意外を方面から射撃する(手)

が、~~後~~とあるところに誤念がある。下が、~~後~~中

● 連絡 申しこうどが 今度のアボロ11号

の偉業に対して讃辞を述べたいと思う。

最後に、中央問題について一言申せます。
日本としては、~~中共~~ 分離の政策を採り
(今後も 改善)

る以外にはないと考えており、国連での中国代表問題についても、国民政府を膺おうが

如きことは考えたくない。

ロジャース長官：

米國の対ソ連、中共政策はどの何れの国
より対ソ接近とはかねば中共がこれを非難し、また対中共親和
を嫌がればソ連へ親和を強調實に至るといふようだと述べられて
いる態度にもとらわれることなく、別個に~~政策を~~
行を考へる。中共に対しては、若干の
(また) (これら兩国に対する) 要求を
政策緩和を試みた訳であるが、先方は全く
興味を示してゐない。

最後に佐藤総理より ロジャース長官へ

レ、ニクソン大統領に対し、吳もよろしく伝
2月17日ヨルノ旨述べて会談を終了。

~~SECRET~~

(東洋假証)

~~核兵器の目的~~

西太平洋地域に 核兵器を維持する 目的は
3つ). 夫々 説明連12~3.

(1) 中共・ソ連が 半島又はその同盟国に
核攻撃を加へることを抑止すること。この

ことは中共の 核開発12件の一層重要性
を増す。

(2) 中共・ソ連が 半島の同盟国に 原子炉
な西側兵器による攻撃を加へることを抑

止し、且 機密に加へた場合に 信託を
設立せしめると。

(3) 中共・ソ連が 核・非核能力を 両軍隊
に対する諸國に対する 政治的運動の手段に
供する 東側と 場の間に 抑へること。而12

恐らくこの点が最も重要な点である。

侵略者の本土に報復し得るための~~手段~~
我が ICBM 或はオラクスの如き通常兵器

これらの目的に充ててあるとの評議もあり得
上る。しかし自ら同様の核能力を有する侵

略者には~~核兵器を持たない~~（？）との本土に核
攻撃を加へる行為 THREAT は、朝鮮半島

型の競争~~競争~~は→これは恐らく CREDIBLE
を抑止とはなされない。銀行立軍や精

銃ミサイルのかぎ 競争核能力は、競争は
あるいはより効率的立派な武器であり。

彼此双方により VISIBLE であり~~手段~~を~~もつて~~
~~用ひ~~場合~~も~~ ESCALATION の~~を~~利用

は ESCALATION~~を~~を擴く性質がより低く

その使用は、より制限された。しかし第4段階で
核脅威能力を削除し或は抑止す

ることはない。と云ふ事がの現状で、より
CREDIBLEな抑止力である。

その段階は、陸上、航行軍隊及び海軍に
より即時使用可能な多様な航行核

兵器を相当量維持し、軍隊は必ずしも如
何なる程度にも使用し得ることとする必

要がある。西太平洋地域に在る核兵器
はこの範囲に属するものである。これ等

機器は、敵の航空機、~~及び~~潜水艇に
対し、及び陸上軍に対し、利害の地上軍

或は航行軍により使用され得るもの
である。

技術核軍隊はどの程度の基盤の構成には、安全、施設は人員の AVAILABILITY.

参入国の協力、使用する軍隊への地理的距離
を考慮する必要がある。西太平洋地域に

あけた場合に沿岸の考慮がある。

(1) 海洋にある米軍の SUPPORT 12TJS=と。

(2) ~~技術~~~~技術~~ 核武器の技術化
や航空機の協会の如く、敵味方双方

12TJS. 他の在在 B&I SUPPORT ~~も~~ ^も 質問が
= 12TJS と。

(3) 中東は半島 12TJS、12TJS 企
3協会は日本・沖縄地域の ~~も~~

航空防衛を仰げるものである。

これら核兵器は、強力な爆発力
の代りとなることはござります。又代りと

(2) 軍事目的のものになります。並し、

(1) 中砲・ソ連の軍事機関を攻撃す

るは「いか」種々の機会、之を/使用する機会
が存在することを示すより。又(2) 対応に

あける開拓的の使用から 対応機関の使用に
ESCALATE。侵蝕者・本土に施政権が加

へられと危険を示すとなり。又(3) 西太
平洋地域にあり ICBM や ミサイル等

より VISIBLE な抑止力 爵を示すとなり、
中砲・ソ連の軍事的及び政治的勢威の

抑止力とすむものである。

以上の現状より、西太平洋地域に

核兵器の存続を = U.S. 中古或は
ソ連が、半島が二地域の安全のため

→ 本意を達成する。
1988年を軍事費用 127.12 減少し。
又一方で、北朝鮮との停戦が成功す

る可能性を SUBSTANTIALLY 低下せし
め 21.3 の 2-ある。

SECRET

核武

STATEMENT OF PURPOSE OF NUCLEAR WEAPONS

We have three purposes in maintaining nuclear weapons in the Western Pacific. These are interlinked:

First, we wish to deter Communist China and the USSR from attacking the US or our allies with nuclear weapons. This objective becomes increasingly important as Communist China develops its own capabilities to produce and deliver nuclear weapons.

Second, we wish to deter Communist China and the USSR from attacking our allies with the overwhelming conventional forces at their disposal, and should that deterrence fail, to defeat the aggression.

Third, and perhaps most important, we wish to reduce to a minimum any temptation on the part of Communist China or the USSR to use their conventional and nuclear power as a means of exerting political pressure on countries in the area.

It might be argued that weapon systems designed for retaliation against the homeland of any aggressor--such as ICBMs or Polaris submarines--can adequately serve these purposes. However, a threat to launch a nuclear attack on the homeland of an aggressor who himself has similar nuclear capabilities is probably not credible as the initial nuclear response in a Korea-type war. Theater nuclear forces--such as tactical aircraft and missiles--are a credible deterrent because they are more effective and appropriate weapons for tactical battlefield situations, they are more visible to friend and foe, their employment is less escalatory, and their usage does not degrade or expend the more limited--and most vital--strategic nuclear resources.

SECRET

Therefore, we must maintain substantial numbers of readily available tactical nuclear weapons for use by ground, as well as tactical air and naval forces of a type and variety which gives us the opportunity to apply any degree of nuclear force as necessary under the circumstances. The nuclear weapons in the Western Pacific are in this category. They would be used in defense against enemy aircraft or submarines, and against enemy ground forces by our own ground or tactical air forces.

In considering bases for our tactical nuclear forces and weapons, important factors are security, available support facilities and personnel, host country cooperation, geographical proximity to the forces which may have to use them. In the Western Pacific, the choice of particular locations should meet these criteria and be such as to:

- (1) Support our forces in Korea.
- (2) Present, as in the case of tactical missiles and aircraft on nuclear alert, a highly visible indication to both our friends and their potential enemies of our presence and support.
- (3) Assist, in the case of Chinese aggression against the U.S. and Japan, in the air defense of the Okinawa/Japan area.

These tactical nuclear weapons neither can nor are intended to be a substitute for strong conventional forces. However, they contribute to deterrence against both a military and political threat by (1) making it clear to Communist China or the USSR that notwithstanding our great reluctance to resort to nuclear weapons, the option exists to apply varying degrees of nuclear force and do so quickly; (2) posing the risk of escalation and transition from the limited battlefield use of nuclear weapons to employment of strategic nuclear

SECRET

3.

weapons against the aggressor's homeland itself; and
(3) presenting a more visible deterrent within the
Western Pacific to potential enemies than the ICBMs
in the USA or Polaris submarines on patrol.

Therefore, the presence of nuclear weapons in the
Western Pacific area substantially reduces the risks
that either Communist China or the Soviet Union may
misjudge our will and our intentions to live up to our
commitments to the security of the area or, if they
should do so, that their aggression would be profitable.

SECRET

極秘
まで
10
部の内
号

四四・五・二六

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権が日本国に返還されたときに
は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並
びにこれに関連する諸取扱がそのまま沖縄に適用されるべきであり、
その適用にあたりなんらの追加的取扱を必要としないこと、このた
め必要な措置（沖縄に核兵器が存在する場合にはその撤去を含む。）
が施政権返還までに執られるべきこと、また、施政権返還後は、合
衆国軍隊は、同条約及び取扱の規定に基づく沖縄の施設及び区域の使
用を許されるべきことに意見が一致した。

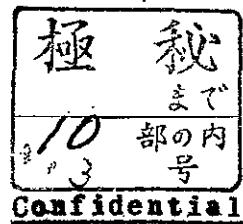
これに関連して、総理大臣は、日本国の安全は、極東における国

際の平和及び安全なくしては十分に維持することができないもので
あり、したがつて、極東の諸国の安全は日本國の重大な関心事であ
るとの日本國政府の認識を確認した。總理大臣は、日本國政府のか
かる認識に服らせば、前項に述べられた態様による沖繩の施政権返
還は日本國を含む極東の諸國の防衛のために合衆國が負つている国
際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明し、
大統領は、總理大臣と同意見である旨述べた。

(注) 右に関連し、必要に応じ、なんらかの形式により日本国

政府の次の立場を表明することを考慮する。

「 総理大臣は、特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本
国の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政
府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して生じた武力
攻撃に対処するため合衆国軍隊が日本国内の施設・区域
を戦闘作戦行動の発進基地として使用することについて
の安保条約第六条の実施に関する交換公文に定める事前
協議に対して日本国政府が執るべき態度は、かかる基本
的認識に立つて決定されるものである旨を明らかにした。」



Draft Joint Communique

(Excerpts)

The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion of the ~~administering rights~~ over Okinawa to Japan, the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America and its related arrangements should apply intact to Okinawa, requiring no additional arrangements in their application, that necessary measures to this end, including the removal from Okinawa of nuclear weapons, if any existed, should be taken by the time of the reversion, and that, after the reversion, United States armed forces should be granted the use of facilities and areas in Okinawa in accordance with the provisions of the said Treaty and arrangements.

In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan

could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, consequently, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Government of Japan, the reversion of the administering ^{sovereign} powers over Okinawa to Japan in a manner stated in the preceding paragraph should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defence of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

(The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that, in particular, an armed attack against the Republic of Korea, if it occurred, would seriously affect the security of Japan. The Prime Minister further stated that such recognition would form the basis on which the Government of Japan would determine its position vis-à-vis prior consultation under the exchange of notes concerning the implementation of Article 6 of the Security Treaty on the use by United States armed forces of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations from Japan to meet the armed attack against the Republic of Korea.)

(回観番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 25588 号
	※ 第 1381 号	※ 昭和 14 年 6 月 17 日 30 分発
	大至急 至急 普通 · L T F	※ 発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	主管局部課(室)名 北米一長室
協議先		起案 昭和 14 年 6 月 17 日 起案者 吉川 電話番号 445

下田 大使	臨時代理大使
在 米国	あて 大使館
總領事	代 理
電 話 在	大使 臨時代理大使 あて
件名	總領事 代 理
(車両運送)	

東御局長 各局 千葉課長へ 大河原參事官付

当地時間 明朝 8 時まで 待て

ロビニアス会議につき、電報にて報告願

ト付(参考場合は)

同 8 時 30 分頃 小宮宅 713-1628

と電話連絡願いたい。

(昭和四二年一月改正)

特

注 意

特 秘 报

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

69年6月4日15時15分 ニューヨーク
69年6月5日04時56分 本省 着

外務大臣 萩原 奈良 大使 臨時代理大使 (総領事) 代理

オキナワより核撤去に関するNYT記事(その1)

第507号 略 至急

(本件取扱いについては特に注意願いたい。)

3日NYタイムズはワシントン2日発丘 E DRICK S MITTの記事として、ニクソンはオキナワ返かんに際し、核ぬきを決定した旨 WELLI INFORMANT が PLACED! 明らかにしたと伝えている。

本件に関し、本官が昨3日その経緯について、同紙 E M BISON CHAPIN (COPY EDITOR) にちよう取したところ次の通り。(なお、本電が遅れたのは後述の通り、E O 总編輯副編集局長に本日に至るまで確認できなかつたからである。)

1. SMITの本件記事は自分のところへ回されて来たときは、もつともつと長かつた。自分が全部 REWRITTEN した。その際国務省すめの同記者に対し、本件記事にはソースが明らかにされていないのは困る。と言ってやつたが、スミスはなかなか言うことをきかなかつた。しかし、自分が余り軽ように言うので遂にスミスは、それではW B

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

原稿

ALL PLACED INFORMANTS としたら良からうと言つて来た。

SHMITZは日本の事は余り知らず。この記事の中にも日本に対し、オキナワの潜在主権は平和条約で認められていると書いてあつたから、それは自分がRIGHTとする際に訂正した。

2. 本件ソースについてはROSENTHALとTOPPIK外報部長は知つている。確かな筋でなければあのように一面に出すはずがない。これはROSENTHALが記事の重要性を認めな結果である。もしソースがあつたとすれば、半月のNATIONAL SECURITY CONFERENCEに出席した人から入手したと思われる。

3. 反面、御承知の通り新聞というものは、世論を喚起するためこの様な記事をTRAIL BALLOONとして作つて議せることがある。サトウ總理訪米までまだまだ時間があるので、今からこういう記事を出しておけば、オキナワ返かんのため有利な素地を作ることが出来る。

本3日、國務省はオキナワ返かんの態様、及び該編に関して、決定が行なわれたとする観に對し、否定の声明を出した。しかし、ローゼンタールもスミス記事の真偽よう性についてはSILENTしている。(本件否定は単独記事ではなく、今日NYタイムズはアイチ大臣のロージャース國務長官との交渉を伝えた記事の一部として報道している。)

— 2 —

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

自分は NY タイムズが故意にこういう記事を出したというのではなく、逆に政府自体が TRIAL BALLOON を出すことがあることを指摘したい。

4. 自分は從つて本件が眞の決定なのか。 TRIAL BALLOON なのか解らない。 ローゼンタールは最近益々社内で有力になってきており、彼が紙面を作っているからこそ非難に堪いてもらいたい。 その際本当に有力な人からスミスが囁いたかどうかその反応を確かめたらよいだろう。 米に転電し、国連・シカゴに転報した。

(了)

(大河原参考部に送付済
0800 電信課)

— 3 —

卷之三

注 意

特 秘 报

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外首
電 信 写

次第
官書會營
電厚計

鑑證處(TAD) 3-3977

11

69 年 6 月 1 日

卷之三

6月25日晴 66
62 無

着者

國賓長領移參
參領移參

外文書類

卷之三

六德 隨時代理六德 | 逢領事 代理

ホキナワより核漁業に関するNYT記事（その2）

新亞書院 教材

往電第507号に關し。

(本件取扱い特に注意願いたい。)

日本官がNYタイムズROSENTHAL副編集局長に
ちよう取したところ次の通り。

1. 自分はスミスに SOURCE をたずねたところ、GOOD SOURCE から得ていると言つてゐるので、自分はそれを信じてゐる。WELL-INFORMANTS とは政府内にある人々といふことである。貴官といえども、

それがだれであるかということをお教えすることは出来ない。(OH NO WE CAN NEVER REVEAL THAT) スミスは間違いないと言つてゐるし、自分を信じる。

2. NYタイムズあるいは政府のTRIBAL BALLO
の両かという御質問だが。もし、NYタイムズがその様な
記事を書くと思うなら、貴方はまだまだNYタイムズに於
する理解が足りない。本紙は絶対にそのようなことを絶
していない。オキナワのみならず、あらゆる問題について

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

もわれわれはそのようなことはしない。オキナワがどうなるかはわれわれの問題ではない。ただ有りのままを伝えればよい。

しかしながら、政府が TRIAL BALLOON をあげるかどうかについて言えば、そういうことは有り得る。それを記者が TRIAL BALLOON とは知らずに報道したことは今までにもあつた。だから、それを否定はしない。可能性はある。今後ともスミスに果して TRIAL BALLOON だったのか、もつと FOLLOWさせてみよう。

3. スミスは核ぬきの決定のみについて伝えていたので、自分より基地の態様について特に事前協議の有無につき、そのソースは述べていたかと質問したら、スミスはそのような問題についてのインフォメーションは無かつたと言っていた。

4. なお、自分で関心があるのは核ぬきになつたあとでも CONVENTIONAL WEAPONS をもつて返がん後も米国が自由にオキナワの基地を使い得るかどうかである。例えば、現在ヴィエトナムに対処して、米国はオキナワで核は使用しないが、同基地を豊田工場に使つている。スミスはこの様な問題については言つて來ていない。要するに不備なところはいろいろあるが、スミスの信ぴょう性について自分は絶対に信じていると言える。

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

5. 本件記事の反応につき、午日本官が FOREIGN AFFAIRS の QUIGG にちょうど取したところ次の通り。

この早い時期において NIXON が核ぬき返かんを決定したこととは甚だ良いことである。11月の総理訪米までには相当時間があり、それまでに PENTAGON をこの最高方針をもつて説得することが出来る。近来にないけん明な措置である。

米に転電し、国連、シカゴに転報した。

(大河えちゆうへ連絡済 0800 完了課)

ソカヒ

万葉

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外官

電 信 写

務務
次次
臣官官審審長
儀體文會會常
總人電厚計

國資參議院
領移參領旅移
長

參北東經
中西三
參北北保
中南審
參一二
參西東洋
四東

近ア參審近ア
經次經經國一
參貿經國
參政技二
經參經科
參參參科
參道內外
文一

総番号(T A) 22835

69年6月3日21時20分

69年6月4日10時25分

米国

本省

主管

米丸

外務大臣殿

下田大使

臨時代理大使 総領事 代理

ムライ局長とペティ次官補との会談

第1710号 略 至急

3日ムライ局長はナカジマとともにペティ財務次官補と会談したが、その概要次のとおり（同席：当方、セガツ、ワタナベ、先方：ハーシュトリット次官補代理、ウイドマン部長）。

1. 先方よりの求めに応じ、歐州通貨問題の印象を述べたのに対し、先方は通貨問題は今や政治問題であることを認めつつも、特に英國の現状について、米側として大きな関心をいたしている旨表明した。

2. 先方より国際通貨制度につき、よりFLEXIBLEなレートのメリットをあげ、当方の見解を質したので、当方から現行制度が最も望ましいと思う旨強調しておいた。

3. 当方より、5日に予定されているアイチ大臣とケネディ財務長官との会談に触れた際、先方は具体的なことについてはまだ検討がすんでいないが、オキナウに関する財政的側面についてのプリンシップを申上げることになろう（往電第1519号参照）。現在そのプリンシップとして、

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

例えば次の3つを考えていると述べた。

- (1) 既投資施設に対する補償問題
- (2) 施設権返かんに関する米側予算の負担移転の問題
- (3) オキナワ返かんが米国にとって国際収支上の負担とならないこと

英、仏、独、に転電した。

(3)

大臣 次官
佐々木

佐々木
内閣官房

内閣官房
内閣官房

内閣官房
内閣官房

外務大臣方半道行報

再開

半道行

44.6.7 米局長

大臣方半道行に於ける執行主の事とります
以下のように報告する。

1. 沖縄返還交渉については、^{いわゆる} FIRST ROUND

と(二十二)の成果を収めたと言ふ。即ち、

(1) 米側は 現行安保条約及び周辺取扱いの枠内
における返還を図ると言ふ。我方の立場を重視
的は譲り受け、その方向で今後の交渉を進める
ことと合意したこと。

(2) 前記枠内での解決の方法として、總理大臣
領共同声明の中で「接続による」という我方の立場
に従い、共同声明の英文部分で検討を進めると
合意したこと。(従つて、従来の困難な各種に
付随する FORESEEABLE CASES を検討
して共同声明に記述せんとする我方の提案につい
ては、今回の会談においてその段階を越す。

FORESEEABLE CASES (は 単一 考同実地事文併成
の参考材料とし採り得る事例等。)

(1) 半期には通常12件の既設面の重要性を強調し
たが、これは即ち半段解約の返還と如何12件
の問題を(2)考へていふが、
修理方策までに(3)12件の半期12件の
会意しようとする半期の半還が達成し得る程
に社会が進むべき方向へ向うる途上では先
づけ言葉は12件である。

2. 今回の社会が上段の如く我が方の期待通り進歩、
(T=とす3年)それは今後の社会の進歩と生産的
な問題である。即ち

(1) 自由主導12件の朝鮮半島に対する我が方
の方と、维权を乞う。核取扱いを考へる
半期との12件は大きな問題面)これを自ら
双方が妥協し得る公表(?)するの事と
まとめることは至難の事であつて、ある共同声明
の解釈をうよびても得られ

ここをもちろん得べし。

(12) 核兵器はつべきは、遅延時間は極めて短い状態にすれども、これを目標に半周が努力検討ある。やいかに飽和攻撃か、假想するも、非常事態における特徴は必ずしも、何事かの形の了解を求めるべきである。29回題は今後敵の國旗を立てるべく直懾する今日の段階で、技術を手配することはできまい。

3. 今回の会談を通じ、=3ソン改訂のルカ国は子守の方から113へ3を形で117と並んで立たれており、骨董の外務大臣大統領会談における=3ソン大臣は経済の多くとて、太平洋地域に大きな国力を有すること、並びに日本東西國の協力して、乃至は日本の種植地の権利を半周を補完する形で、あるいは、太平洋地域の安全を団結して行き高志ニと、を直轄に述べたことは極めて印象的である。

(2) 同時に大統領は「米国は、世界の平和のためのAMERICAN PRESENCE」といふのは無理はないことである。例がは、(1) 大統領自身 1967年

FOREIGN AFFAIRS 論文 並びに 1953年、日本協会に
あけた演説では「日本が CONVENTIONAL
の分野における統一軍事力を確立を図り
ことを期待する」とある。(2) 防衛省は「若

今更にあいて日本はアーバン開拓者、技術援助
種植行為に協力し安全保証のうえで、おこな
れ方策を引受けよう。意味で「日本西
國の使命は補完的であるとの運営を述べ

(3) 防衛省は「施設整備、開拓、國際貿易上支

予算支上半開拓 LOSS のあくまで主たるま

国内を獲得（競争と並行）

(4) 国防省は
安全保障、北方領土問題、中共の核能力増威、
評価等の点で主たる国内情勢につき終身的
の傾向を示す。今後の半開拓アーバン

の主張

の形成につづいて、カナダの軍事技術者と
なり得る者を手取めて、海軍中将トマス・リックオーバー RICKOVER
が、1942年1月に、原子力推進の構成を会議の場
で示す。これは、半島の半島部の航行が
今後如何にあり得るか、カナダ方
で示す。

4. これが要素として、件施設の構成は、冷蔵庫が用い
られる。一方で、大規模の設備 HARBOR BARAGAINING により、
地理防衛の隊に必要な運送手段とが期待され
れる。カナダ政府としては、その機会に、カナダの
の進歩べき方向を示す機会を以て、内閣に示す
ことが求められてゐると思ふ。これが、半島の開拓
におけることは、半島に電気供給を求める声は日々進
化し、強化される。半島政府は、このアドバイス
案の OPTION はますます強められ、23日であります。その
趨勢の中で、カナダの安全と繁栄を確保に行
われたのは、カナダ政府がその進歩的方針を明らかに

1. (2) 政治的經濟的實況を自2月5日(進行)す。9
決意を示し、以て半圓を(2)努力せられた。
よし説教するの心構かなかつて、(3)改めて了した。
向來内子は、かくして政治修習の本格的立場、
機を運えようといふの感想もものあり。而も29
暫様に之をめぐらすが、一方、感想は正に國の進路
を左右する極めてものであると云ふと云ふ事へ
と認はれる。